

第202000267316号
令和3年1月28日

県内の介護サービス事業所を運営する法人 代表者 様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長
(公 印 省 略)

鳥取県新型コロナウイルス感染予防対策認証制度（高齢者施設）実施要綱
の制定について（通知）

介護従事者の皆様におかれては、コロナ禍の厳しい状況の中、地域の生活基盤を支えるサービス提供を継続していただき、厚く御礼申し上げます。

さて、先般の県内高齢者施設におけるクラスター発生事案等を受けて、改めて高齢者施設における感染予防・感染拡大防止対策の再徹底を図っていただくとともに、感染症に対する利用者やその家族の不安を少しでも軽減させることを目的として、この度、「鳥取県新型コロナウイルス感染予防対策認証制度（高齢者施設）」を創設しました。

については、本認証制度の実施に当たり、別添のとおり実施要綱を制定しましたので、内容について御確認いただくとともに、貴法人が運営する介護事業所・施設においても、積極的な認証取得に向けた取り組みを推進していただきますようお願いいたします。

【担当】

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地
鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課
介護保険・施設担当 上田
電 話：0857-26-7175
ファクシミリ：0857-26-8168
電子メール：choujyushakai@pref.tottori.lg.jp